

## 鳥取市災害等緊急対策資金令和5年台風第7号等対策枠利子補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市災害等緊急対策資金令和5年台風第7号等対策枠利子補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市災害等緊急対策資金制度要綱（平成24年4月1日制定）第3条に規定する指定災害等である令和5年台風第7号等災害を対象とした融資（以下「対象融資」という。）を受けた者の対象融資に係る利子負担の軽減を図ることにより、災害により影響を受けた者の経営の維持、安定を図ることを目的として交付する。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 対象融資を令和5年8月18日から令和5年12月31日までの間に申し込んだ者であって、鳥取市内に事業所を有し、事業を営んでいること。
- (2) 次に掲げる市税等を滞納していない者であること。
  - ア 市税
  - イ 国民健康保険料
  - ウ 後期高齢者医療保険料
  - エ 介護保険料
  - オ 保育所保育料
  - カ 下水道使用料
  - キ 下水道受益者負担金

### (補助対象期間)

第4条 本補助金の交付の対象となる期間は、最初の約定償還日の属する月から起算して36月以内とする。

### (補助金の算定等)

第5条 本補助金は、1月1日から6月30日まで（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「下期」という。）の各期に補助対象者が支払った対象融資の新規借入金に対する利子（借入金に対する利子に、新規借入金の借入金に占める割合を乗じて得た額をいう。）に相当する額（融資利率を年1.63パーセントとした場合の利子に相当する額を上限とする。）とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助対象者が償還を延滞したことにより生じた遅延利息及び損害金は、算定の対象としないものとする。

### (補助申請等)

第6条 本補助金は、規則第11条の2第1項の規定により交付申請及び請求を併合して行うこととし、本補助金の交付申請及び請求に係る申請書は、様式第1号によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付の決定の日になされた

ものとみなす。

2 前項の手続は、上期又は下期の各期分について、それぞれ当該各期の終了後速やかに行わなければならない。

3 様式第1号に添付すべき書類は次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 利子払込証明書（様式第2号）
- (2) 市税等納付状況確認同意書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（着手届を要しない場合）

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出は、これを要しないものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月29日から施行し、令和5年8月18日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月17日から施行し、令和7年4月1日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行し、令和7年10月1日以降の利子負担から適用する。